

従業員用の住宅を取得した事業主に

1戸当たり最大200万円 の奨励金を交付

産業振興住宅確保奨励金交付制度のご案内

芦別市では、従業員の確保と住環境の向上並びに市内への移住定住による人口増加の推進を図り、市内産業の振興と活性化を目的とした従業員の用に供する住宅を取得した中小企業者等に対し、奨励金を交付します。

交付対象となる事業主

市内に事業所を有する中小企業者等で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者のうち会社
- (2) 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合及び企業組合
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合
- (4) 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- (5) 医療法に基づく医療法人
- (6) 私立学校法に基づく学校法人

交付対象となる従業員住宅

建築基準法に適合する新築住宅の建築若しくは建売住宅の購入又は中古住宅の購入により取得された従業員向けの住宅とし、各戸に玄関、便所、浴室及び台所を有し、一世帯が独立した生活を営める住宅であること。（中古住宅の場合は、現に不動産登記されているものを購入する場合があります。）

交付対象経費及び奨励金の額

区分	交付対象経費	奨励金の額
新築建築物	(1) 新築建築物（建物附帯設備を含む。）及び附帯施設の建設工事費 (2) 新築建築物の建設に要する土地の取得費 (3) 建売の新築建築物及び土地の取得費	1戸当たり200万円を上限とし、1棟当たりの限度額を2,000万円とする。ただし、交付対象経費が、奨励金算定額を下回る場合は、その額とする。
中古建築物	(1) 中古建築物（建物附帯設備を含む。）、附帯施設及び土地の取得費 (2) 中古建築物の取得と合わせて市内建設業者が施工する改築工事費（対象外経費を除いた額が100万円以上の工事に限る。）	次のア又はイの規定に基づき算出した額のうち、いずれか低い額とする。ただし、1戸当たり100万円を上限とし、1棟当たりの限度額を1,000万円とする。 ア 奨励金申請日に属する年における土地及び家屋の固定資産評価額に改築工事費を加えた額の2分の1 イ 土地及び家屋の売買契約額に改築工事費を加えた額の2分の1

備考

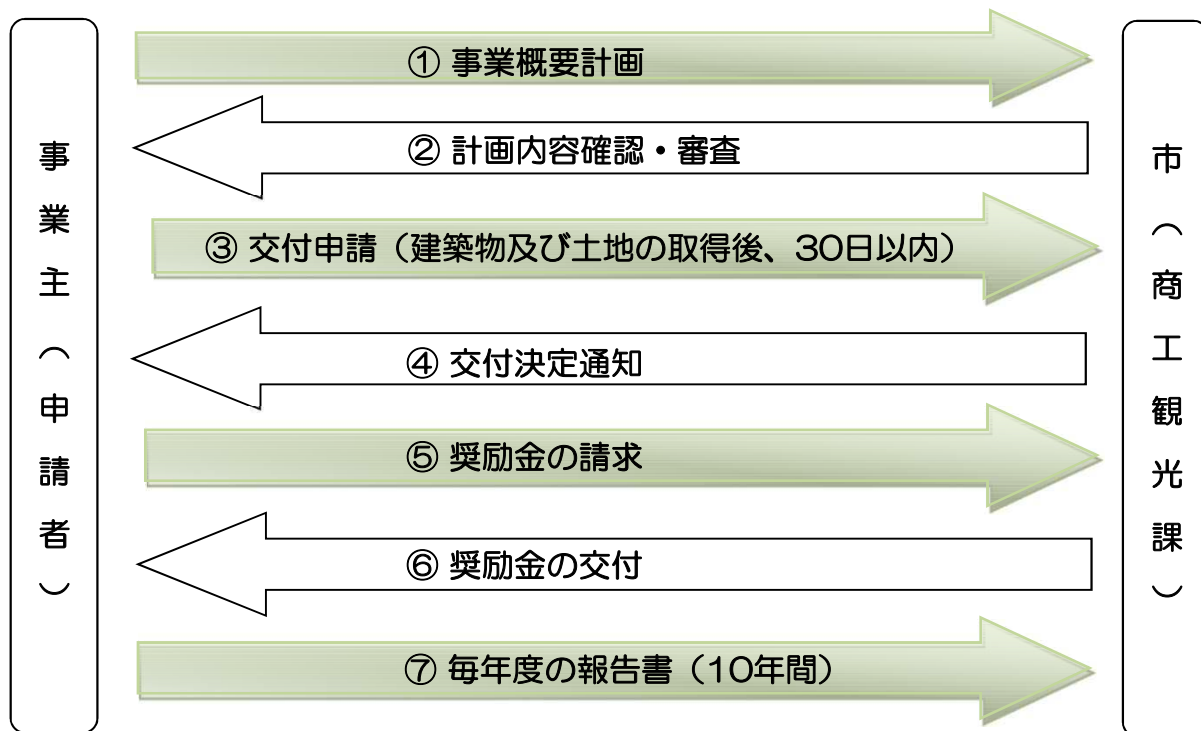
- 1 交付対象経費からは、設計費並びに消費税及び地方消費税を除く。
- 2 交付対象経費とすることができる土地の取得費は、不動産登記をしたもので、当該土地に建築物が建設されていない場合については、その登記の日から起算して1年以内に自己の所有となる建築物の建設の着手をし、又は当該土地に家屋が建設されている場合については、その登記の日から起算して1年以内に自社の従業員住宅の用に供するものに限る。

※1 建物附帯設備 家屋に固着して使用する機械器具等をいう。（例：エアコン、FFストーブ、天井埋込式ダウンライト、給湯器、ボイラー等）

※2 附帯施設 住宅敷地内にある住宅以外の関連施設全般をいう。（例：駐車場、車庫、門、柵等）

（裏面へつづく）

交付手続き



【提出書類】

- ① 事業概要計画書
 - ア 事業費見積書
 - イ 従業員住宅の図面（位置図、平面図及び立面図）
 - ウ 従業員住宅を取得しようとする中小企業者等の役員名簿、従業員名簿
 - エ 直近の決算書、定款及び履歴事項全部証明書
 - オ 当該建築物の概要及び管理運営についての説明資料
 - カ その他市長が必要と認める書類
- ③ 交付申請書
 - ア 直近の決算書、定款及び履歴事項全部証明書
 - イ 従業員住宅の図面（位置図、平面図、立面図及び配置図）
 - ウ 建築基準法に基づく建築確認申請に係る検査済証の写し（建築確認を要しない場合を除く）
 - エ 従業員住宅に係る土地及び建物の登記事項全部証明書
 - オ 土地の賃借にあつては、土地賃貸借契約書
 - カ 契約書（工事請負、土地売買等）
 - キ 固定資産評価証明書（中古建築物等取得の場合）
 - ク 費用の支払いが確認できる書類の写し
 - ケ 従業員住宅の管理に関する書類（入居基準、賃借料及び賃貸借契約書様式）
 - コ 建売又は中古建築物の購入にあつては、自社の役員又は従業員が所有する建築物及び土地の購入でないことの証明書
 - サ 写真（着工前、施工中及び完成後）
 - シ 営業証明書
 - ス 市税の納税証明書（本市において市税が課税されていない場合は、課税されている市町村における過去3年間の納税証明書）
 - セ その他市長が必要と認める書類
- ⑤ 奨励金の請求
 - ア 請求書
- ⑦ 報告書
 - ア 年度末における事業の現況、全体の従業員数及び従業員住宅の入居状況等に係る報告書

問合せ先 芦別市商工観光課商工振興係 ☎22-2111(内線223・224)

E-mail syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp